

# 中国税理士会廿日市支部規約

## (名 称)

第1条 当支部は、中国税理士会廿日市支部と称する。

## (目 的)

第2条 当支部は、中国税理士会（以下「本会」という。）の会則、規則等に基づき、その目的達成に資するため、当支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行うことを目的とする。

## (事 業)

第3条 当支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会が行う事業に関し、必要な業務及び調査を行うこと。
- (2) 支部会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策を実施すること。
- (3) 支部会員の品位保持及び税理士の義務の遵守に関する諸施策を実施すること。
- (4) 支部会員の税理士の業務及び支部の業務に関し必要な事項について、本会、税務官公署、税務関係団体等と連絡、協調を図ること。
- (5) 本会の会長の諮問に応じ、又は税理士の業務、税務行政の運営等について、本会へ答申し、又は意見を具申すること。
- (6) 支部会員の資質の向上を図るため、研修に関する事項及び税理士業務の改善進歩を図る施策を実施すること。
- (7) 本会の定めによる税務援助に関する諸施策を実施すること。
- (8) 支部会員の融和と福利厚生を図るための諸施策を実施すること。
- (9) 支部会員の使用人その他の従業者に対する指導、監督に関する施策を実施すること。
- (10) その他支部の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

## (支部の区域)

第4条 当支部の区域は、廿日市税務署の管轄区域とする。

## (支部事務所の所在地)

第5条 当支部の事務所は、支部長の税理士事務所又は支部長が所属する税理士法人の事務所に置く。

- 2 支部長が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、第13条に規定する支部幹事会の議を経て、その指定する場所に事務所を置くことができる。

### (支部会員)

第6条 支部会員は、次項各号に掲げる税理士及び第3項各号に掲げる税理士法人とする。

- 2 税理士である会員（以下「支部税理士会員」という。）は次の者をいう。
  - (1) 第4条に規定する区域に税理士事務所を有する税理士
  - (2) 次項各号に掲げる税理士法人のその事務所に所属する社員である税理士
  - (3) 第1号に掲げる税理士又は次項各号に掲げる税理士法人のその事務所に補助者として常時業務に従事する税理士
- 3 税理士法人である会員（以下「支部税理士法人会員」という。）は次の者をいう。
  - (1) 第4条に規定する区域に主たる事務所を有する税理士法人
  - (2) 第4条に規定する区域に従たる事務所を有する税理士法人

### (支部準会員)

第6条の2 支部税理士会員であった者は、第13条に規定する支部幹事会の議を経て、当支部の支部税理士準会員（以下「支部準会員」という。）となることができる。

### (支部会員名簿)

- 第7条 当支部は、支部税理士会員名簿及び支部税理士法人会員名簿を備え、本会の会則第12条（税理士会員名簿）及び第12条の2（税理士法人会員名簿）に定める事項を記載する。
- 2 前条に規定する支部準会員についても、準会員名簿を備え、前項に準じて必要な事項を記載するものとする。
  - 3 当支部は、前各項の記載事項に異動があった場合は、本会からの連絡により、速やかに所要の整備を行う。ただし、支部準会員については、当該支部準会員からの連絡によるものとする。

### (支部役員)

第8条 当支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 人
- (2) 副支部長 3人以内
- (3) 支部幹事 10人以内
- (4) 支部監事 2人以内

### (支部役員を選任)

第9条 支部役員は、支部税理士会員のうちから選任する。

- 2 支部長は、支部役員就退任を、遅滞なく本会へ報告しなければならない。
- 3 支部税理士法人会員及び支部準会員は、支部役員選任に関し、選挙権及び被選挙権を有しない。

### (支部役員任期)

第10条 支部役員任期は、就任後第2回目の支部定期総会終了の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された支部役員任期は、前任又は現任の支部役員残任期間とする。

### (支部役員職務)

第11条 支部長は、当支部を代表し、業務を統轄し、支部幹事会の議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐するほか、別に定めるところにより部又は委員会を掌理し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠員のときは、あらかじめ支部長が定めた順位により、その職務を代理し、又は代行する。
- 3 支部幹事は、当支部の業務を執行する。
- 4 支部監事は、当支部の会計及び業務の執行を監査する。
- 5 支部長は、支部幹事の中から支部常務幹事を指名することができる。

### (支部幹事会)

第12条 支部幹事会は、支部長、副支部長及び支部幹事をもって構成する。

- 2 支部幹事会は、次の事項を決定する。
  - (1) 支部総会に提出すべき議案、その他この規約に規定されている支部幹事会の議を要する事項
  - (2) 支部総会で委任された事項
  - (3) 第3条第5号に定める答申又は具申に関する事項
  - (4) その他業務執行上重要と認められる事項

### (支部幹事会運営)

第13条 支部幹事会は、支部長が招集し、その構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 支部幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

- 3 支部幹事会の議事について特別の利害関係のある者は、その議決に加わることができない。

#### (業務の分掌)

第14条 当支部は、第3条に規定する事業遂行のため、部及び委員会を置くことができる。

#### (支部顧問)

第14条の2 支部長は、支部幹事会の議を経て、支部顧問を委嘱することができる。

- 2 支部顧問は、支部長の諮問に応ずるほか、支部長が要請する会議に出席し、意見を述べることができる。
- 3 支部顧問の任期は、支部役員の任期と同一とする。

#### (支部総会)

第15条 支部長は、毎年、事業年度（第33条に規定する会計年度をいい、以下、第24条、第30条及び第35条において同じ。）終了の日から3か月以内に支部定期総会を招集する。

- 2 支部総会の議長は、支部総会において選出する。
- 3 支部長は、必要があるときは、支部臨時総会を招集することができる。
- 4 支部長は、支部臨時総会を招集しようとするときは、招集の理由及び議案について、支部幹事会の議を経なければならない。
- 5 支部税理士会員総数の3分の1以上に当たる者は、書面をもって招集の理由及び議案を支部長に提出して、支部臨時総会の招集を請求することができる。
- 6 前項の請求があった場合、支部長は、2週間以内に支部臨時総会開催の通知をしなければならない。
- 7 支部総会を招集するときは、会日の2週間前までに、その日時場所及び議案を記載した書面により、支部税理士会員及び支部準会員（「支部税理士会員等」といい、次項において同じ。）へ通知しなければならない。

この場合において、緊急を要すると認めるときは、会日開催までの期間を短縮し、又はその他の方法により招集することができる。

- 8 前項の規定により通知しなければならない支部税理士会員等は、支部総会招集通知書の発送日現在において、支部税理士会員名簿及び支部準会員名簿に登載されている者とする。

- 9 支部税理士法人会員への総会招集通知は、当該支部税理士法人会員の事務所に所属するいずれか一の支部税理士会員への通知をもってこれに代えるものとする。

#### (議決の要件)

第16条 支部総会の議決は、支部税理士会員の2分の1以上が出席し、その出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 支部総会において、次に掲げる事項について議決する場合には、前項の規定にかかわらず、支部税理士会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数によらなければならない。

- (1) この規約の変更
- (2) 支部の解散及び合併
- (3) 解散の場合における残余財産の処分
- (4) 支部特別会費の徴収

#### (代理人による議決権の行使)

第17条 支部総会に出席できない支部税理士会員は、議案について賛否の意見を明らかにして、出席する支部税理士会員に代理の権限を与える旨の書面を支部長へ提出したときは、当該代理人をもって、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する支部税理士会員は、支部総会へ出席したものとみなす。

#### (支部総会で決定すべき事項)

第18条 支部総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) この規約において、支部総会の議決又は承認を要することとされている事項
- (2) 第16条第2項各号に掲げる事項
- (3) 当支部の重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支部幹事会において必要と認めた事項

#### (議事の制限)

第19条 支部総会においては、第15条第7項の規定により、支部税理士会員にあらかじめ通知している議案以外の事項を決定することができない。

#### (議決権)

第20条 支部総会における支部税理士会員の議決権は、支部税理士会員1人

につき各1個とする。

2 支部税理士法人会員及び支部準会員は、支部総会の議決権を有しない。

#### **(利害関係者の排除)**

第21条 支部総会の議案について特別の利害関係のある者は、その議決に加わることができない。

#### **(議事録)**

第22条 支部総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した支部税理士会員2人以上が署名押印して、当支部に保存しなければならない。

#### **(本会の承認)**

第23条 支部長は、当支部の規約の制定又は改廃について、本会の承認を受けなければならない。

#### **(本会への報告)**

第24条 支部長は、次の事項について、本会へ報告しなければならない。

- (1) 支部総会の日時、場所及び議案
- (2) 支部総会の決議事項
- (3) 事業年度の収支計算書及び財産目録
- (4) 当支部の事業計画及び事業報告
- (5) その他本会の会則、規則等及びこの規約で定めたもの

#### **(会則等の遵守)**

第25条 支部会員及び支部準会員(以下「支部会員等」という。)は、税理士に関する法令、日本税理士会連合会(以下「連合会」という。)の会則、本会の会則、規則等及びこの規約(以下「会則等」という。)を遵守し、税理士としての品位の保持、資質の向上に努めなければならない。

#### **(会員に対する監督)**

第26条 当支部は、支部会員等が前条の会則等の遵守義務に違反し、又は税理士としての品位を著しく害したと認められるときは、その状況を調査し、必要に応じ関係者から報告を求めることができる。

### (支部役員の守秘義務)

第27条 支部役員は、正当な理由なくして、職務上知り得た支部会員等に関する秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。支部役員でなくなった後においても、また同様とする。

### (研 修)

第28条 支部税理士会員は、連合会、本会及び当支部が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

### (税務援助)

第29条 支部会員は、連合会及び本会の定めるところにより、小規模零細納税者の税務援助に努めなければならない。

### (支部会費の負担)

第30条 支部会員等は、1事業年度につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支部会費を負担する。

- (1) 支部税理士会員 21,000円
- (2) 支部税理士法人会員 21,000円
- (3) 支部準会員 21,000円

- 2 前項の支部会費は、原則として、各事業年度の6月30日までに納付しなければならない。ただし、各事業年度において6月及び12月の各月の末日を期限として2回に均等分割して納付することができる。
- 3 当支部は、支部総会の決議により、支部特別会費を徴することができる。
- 4 事業年度の中途において入会したときは、支部会員等となった月以降の月割額を納付しなければならない。この場合において、月割額に千円未満の端数があるときは、その端数に相当する金額を切り捨てる。
- 5 新たに支部会員となるときは、特別負担金20,000円を納付しなければならない。
- 6 退会したときは、既納の会費は返還しない。

### (経 費)

第31条 当支部の経費は、支部会費、支部特別会費、支部助成金及び寄付金その他の収入をもって支弁する。

### (財産の管理)

第32条 当支部の財産の管理は、支部長が行う。

### (会計年度)

第33条 当支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (予算及び決算)

第34条 支部長は、支部定期総会ごとに予算及び事業計画案を提出し、その議決を求めるとともに、前年度決算及び事業報告の承認を求めなければならない。

- 2 支部長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費の金額に限り、支出することができる。

### (監査報告)

第35条 支部監事は、各事業年度における会計及び業務を監査し、その結果を翌年度の支部定期総会へ報告しなければならない。

### (支部細則)

第36条 この規約で定めるもののほか、当支部運営に関して必要な事項は、支部幹事会の議を経て、支部細則で定める。

- 2 前項の規定に基づいて支部細則を制定したときは、支部長は、その制定後最初に開催する支部定期総会において、その制定の趣旨その他必要な事項を報告しなければならない。

### 附 則

- 1 本規約は昭和55年10月1日より施行する。
- 2 施行日の前日において、第6条の会員であった者は、施行日において当支部の会員となる。
- 3 削除
- 4 本規約は昭和61年12月9日より施行する。
- 5 第11条第2項から同条第4項、第12条第1項、同条第2項、第31条第3項、同条第5項、同条第6項、第34条及び第35条第2項の改正並びに附則3項の削除は、平成8年6月12日から施行する。

### 附 則 (平成13年12月10日) (本会の承認 平成14年1月16日)

第2条から第36条までの改正規定は、本会の会則第64条第1項(支部規約)の規定により、本会の承認を受けた日から施行し、平成14年4月1日から適用する。